

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和4年2月24日（木）

【報告事項】

1 R F I D技術を活用した証拠物件管理の実証実験について

（刑事部）

警察本部から「刑事手続のIT化に向け、警察庁が全国統一システムを開発する上で、その機能の一つとして証拠物件管理におけるRFID技術（近距離の無線通信により専用タグの情報を非接触で読み書きする自動認識技術）の導入可能性やその効果を検証するため、本年10月から翌年3月までの間、中央警察署において、実証実験を開始する。実証実験の内容は、証拠物件の登録・出入庫手続の電子決裁による手続の合理化・省力化、出入庫読取の自動化と一層の適正化及び点検作業の効率化である。」旨の報告があった。

公安委員から「実証実験は、全国では本県のみが行うのか。」旨の発言があり、警察本部から「警察庁のモデル事業として本県のみが行う。」旨の説明があった。

公安委員から「刑事手続のIT化については、本県だけの運用に留まらず、全国警察において統一的なシステムとなるのか。」旨の発言があり、警察本部から「刑事手続のIT化は、警察庁主導で推進しており、捜査や事件管理・証拠物件管理等を効率的に推進するための全国統一システムの構築や令状請求・送致等のオンライン化などが想定されている。」旨の説明があった。

2 次期福岡県総合計画案の概要について

（警務部）

警察本部から「「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指し、県政を計画的かつ着実に進めていくための指針となる計画が策定される。令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として、警察関連としては、「暴力団の壊滅に向けた対策の推進」などの施策が盛り込まれ、さらに、「飲酒運転による交通事故発生件数」などの数値目標を設定している。」旨の報告があった。

公安委員から「総合計画案の数値目標は、令和4年の福岡県警察運営指針等を踏まえて決定しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「総合計画案の数値目標は、県警察の運営指針等をベースとし決定したものであり、今後、県等と協働して目標達成に向け取り組んでいく。」旨の説明があった。

公安委員から「県警察が関連する施策については、総合計画案の策定趣旨を踏まえ、県をはじめ、関係機関、民間企業、地域住民等と連携した取組を強力に推進し、設定した数値目標の達成に尽力してもらいたい。」旨の発言があった。

3 福岡県行政改革大綱案の概要について

（警務部）

警察本部から「県民ニーズにかなった行政サービスの提供と財政健全化を両立するため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として、県の行政改革の基本的な考え方等となる大綱が策定される。内容は、4つの改革の柱と43の具体的な改革事項で構成されており、県警察としての具体的な改革事項として、「職員の適正配置」及び「組織の見直し」を掲げている。」旨の報告があった。

公安委員から「県警察では、業務の合理化・効率化や働き方改革などが推進され、一定の成果が出ていると思うが、限られた予算・人員の中で最大限の成果が発揮できるよ

う、引き続き、業務体制の見直しをお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「警察業務は、マンパワーに求めるところが大きいですが、業務のデジタル化や当直勤務の見直しなど効果的・効率的な組織体制の整備を進めているところである。引き続き、大綱の趣旨を踏まえ、社会の変化や技術の進展等に応じた取組を強化していく。」旨の説明があった。

4 令和4年度総合監察の実施計画について

(警務部)

警察本部から「令和4年度の実施計画については、監察項目を一部見直し、服務監察は、「窓口業務の受付時間変更に関する取組状況」を追加し、本部主管課が示した浸透方策等を踏まえた部外への周知や窓口担当者の負担軽減措置の取組などについて確認していく。業務監察は、昨年、起訴状謄本の不適切取扱いにより公訴が棄却された事案の発生を受け、「公文書の適正管理(総務部)」及び「適正な留置管理業務の推進(警務部)」に着眼事項を追加するなどした。なお、対象所属は、本部、警察署等62所属を予定している。」旨の報告があった。

公安委員から「引き続き、適正な警察業務の推進に向け、監察の推進をお願いする。」旨の発言があった。

5 令和4年全国優秀警察職員表彰受賞者の決定について

(警務部)

警察本部から「本表彰は、毎年、警察庁長官から、長期にわたり職務に勉励し多くの功労があり、他の職員の模範と認められる者に対し、警察功労章が授与されるものである。本県からは、交通指導課の警視を始め、4人の職員が受賞する。全国では95人が受賞する。」旨の報告があった。

公安委員から「今回の表彰受賞者数は例年と比較してどうなのか。」旨の発言があり、警察本部から「例年本県では、表彰基準を満たした3、4名が受賞している。」旨の説明があった。

6 覚醒剤取締法違反等事件の捜査終結について

(暴力団対策部)

警察本部から「久留米警察署、筑紫野警察署及び暴力団犯罪捜査課は、久留米市内において覚醒約25グラムなどを所持した覚醒剤取締法違反(営利目的所持)事件について、令和3年11月12日、道仁会傘下組織組員を逮捕した。また、所要の捜査により、顧客に対する麻薬特例法違反(規制薬物として譲渡)で同傘下組織組員ら3人を逮捕するなどし、捜査を終結した。引き続き、資金源対策をはじめとした道仁会に対する集中取締りを強力に推進していく。」旨の報告があった。